

議員全員協議会会議録

(令和4年7月22日)

愛南町議会

愛南町議会議員全員協議会会議録

本日の会議 令和4年7月22日(金)
招集場所 大会議室

出席議員

議長	原田達也	副議長	佐々木史仁
議員	尾崎恵一	議員	嘉喜山茂
議員	池田栄次	議員	吉田茂生
議員	少林法子	議員	石川秀夫
議員	金繁典子	議員	鷹野正志
議員	中野光博	議員	山下正敏
議員	吉村直城		

欠席議員

議員 那須芳人

職務のため出席した者

議会事務局長 本多幸雄 局長補佐 小松一恵

説明のため出席した者

なし

本日の議員全員協議会に付した案件

【議会協議】

- 1 議会活性化特別委員会 議会基本条例逐条解説委員会案について
- 2 その他

開会 13時00分

閉会 14時11分

○佐々木副議長 ただいまより、令和4年第7回議員全員協議会を開催いたします。

まず初めに、議長、挨拶をお願いします。

○原田議長 午前中の議員研修会に引き続きまして、ただいまより、令和4年第7回議員全員協議会を開催いたします。

今回の内容につきましては、お手元にありますように、議会活性化特別委員会がこれまで協議を重ねてまいりました、議会基本条例の逐条解説委員会案が委員会としてまとまりましたので、皆さんの御意見を今日は聞きたいと思えます。

そして、その他として、議会報告会、そして県の町村議会の研修会などについて協議をしていきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

そしたら、まず最初に、議会活性化特別委員会の議会基本条例逐条解説委員会案について、金繁委員長のほうより内容について説明を求めます。

○金繁議員 活性化委員会のほうで4回にわたり基本条例の勉強をして、逐条解説をつくってまいりました。これは一文一文、あらかじめ一人一人の議員が担当して、資料も作って、ほかの議会などのことも調べてじっくりと話し合ってきました。

議会資料1のとおり委員会で逐条解説を取りまとめましたので、今日説明いたしまして、皆様からの御意見を聴取したいと思えます。

ちょっと長くなるんですけども、これ、逐条解説を読ませていただいてもいいですかね。ちょっと長くて。一応、全部読ませていただきます。

では、基本条例、まず前文です。

前文は、議会基本条例を制定する背景と理念、目指すべき目的を定め、その実現に向けた決意を宣言したもので、議会と議員は常に念頭に置くべき決意です。

第一段落は、5か町村が合併して誕生した愛南町の背景です。

第二段落及び第三段落は、日本国憲法に基づき、議員が町民から直接選挙で選ばれ、議会は町民のための町政の意思決定機関であること、二代表制に基づき議決権を有する議会は、執行権と権限の抑制均衡の機能と役割を有していることを明らかにしています。

第四段落は、活力あるまちづくりと、町民から信頼され、存在感ある議会の実現という目的を明示し、そのために、

①議員が地方自治法に定められた法令を遵守すること

②議会が町民の付託に応えるために必要とされる議会のあり方、例えば積極的な情報公開、町民参加の推進、町長その他の執行機関との緊張感の維持、議員間の自由な討議の展開、議会活動を支える体制の整備等、をこの条例に定め、遵守すること

③公平性と透明性を確保すること

を明らかにしています。

そして、第1章、目的及び最高規範性の第1条、この条例の目的、この解説は、この条例は、町政の健全な発展と町民生活の向上に寄与することを目的に、議会運営の基本的事項を定めるもので、各規定において具体的な取組を定めています。

解説の下に参考と用語とあるんですけども、これも新たに関係する法規について挙げておきましょうということで、それと用語の説明も入れたほうが町民にも分かりやすいですねということで入れています。

そして、2条、最高規範性、

第1項、議会基本条例は、町の法体系の中では一つの条例にすぎませんが、議会運営の基本を定めていることから、議会の最高法規と位置づけるものです。したがって、議会は、この条例の趣旨を尊重し、遵守することを定めています。

なお、規範とは、判断、評価、行為などのよるべき基準のことです。この条例を議会の最高規範と位置づけることを踏まえて、条例、規則等の制定・改廃、解釈をする上で、この条例と

の整合性を図らなければならないことを定めています。

第2項、議会はこの条例を遵守し、町民の代表機関として責任を果たすことを定めています。

第3項、選挙により議員構成が変わっても、この条例の理念を継続させるため、議員研修を行うことを定めています。

第4条、議員の活動原則について、

前条の議会の活動原則を踏まえ、町民から信頼される議員としての責務、活動原則を定めています。

第1号、議会は、全議員が集まり言論によって物事を決める言論の府であり、合議制の機関であることを認識し、議員同士で自由に活発な議論を展開していくことが重要であり、これを活動の原則とします。

第2号、多様な町民の声を真摯に聞き、様々な観点から検討し、町政に反映するため、議員としての資質向上に努め、町民の代表としてふさわしい活動を行います。

第3号、議員は特定の町民や地域、あるいは特定の団体や企業に偏らず、町政全体を見据えて広い視野で町民の福祉の向上を目指し、普遍的な活動を行うことを活動原則とします。

第5条、議長及び副議長の選出、

議会は、議長及び副議長の選出に際して、その職を志願する者に所信表明の場を設け、町民に分かりやすい選出を行うことを定めています。

議会における選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法の立候補制が準用されていないため、制度的に立候補制は取れません。地方自治法第103条第1項の規定により、議員全員が選挙人であり、かつ被選挙人であるため、所信表明を行っていない議員への投票があった場合、その投票は有効となります。

第6条、議長の活動原則、

議長の役割と責任を定めています。

次に、第3章、町民と議会との関係、

第7条、町民参加及び町民との関係、

この第1項は、会議を原則公開とすることを定めており、自治法に規定される本会議のほか、要綱で常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、議員全員協議会、所信表明会を定めています。例外として、個人情報保護など一般住民に公開することが不相当とされる場合は、議決により秘密会とすることができます。

地方自治法115条、地方公共団体の議会の会議は公開制とされ、会議の公開の原則として義務づけられているものは、本会議の「傍聴の自由、報道の自由、会議録の公表」の3つであります。委員会は本会議のように公開の義務づけがないことから、委員会条例により委員長の許可を得た者が傍聴することができるとする制限公開制を前提に、委員長の許可により議会基本条例上の原則公開が実現されます。本会議の会議録は会議規則に規定され、議会傍聴については傍聴規則に規定されています。

第2項、議案の審議に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度や学識経験者の専門的知見を活用することを定めています。

第3項、議会は、町民に対する説明責任を果たすとともに、町民の意見を把握することを定めています。

第4項、請願及び陳情の審査において、必要に応じて提出者に意見を聞く機会を設けることができます。

第8条、議会報告会、

議会は、町民に対する説明責任を果たすとともに、意見交換等の場として議会報告会を年に1回以上開催することを定めています

第4章、議会と行政の関係、

第9条、議会と町長等との関係、

第1項、二代表制の下、相互の抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら、議会は首長・執行機関を監視・評価するとともに、政策提案等を通して首長・執行機関と切磋琢磨する役割を担います。

第2項、本会議での一般質問及び質疑は、広く町政の課題に関する論点及び争点を明らかにしなければならないことを定めています。

第3項、質問及び発言は、町民にも理解できるよう簡明にし、相手の中傷したり、事実と異なる発言を慎むことを定めています。

第4項、議会と執行機関の活発な議論を図るため、本会議に出席した町長等は、議員からの質問及び質疑に対し、議長の許可を得て、質問及び質疑の趣旨、内容、背景や根拠の確認を逆に質問できることを定めたものです（反問の導入）。

第10条、議会審議における論点の明確化、

重要な政策を提案する場合、ここに、条文にある8項目の条件を示すことによって、論点の明確化を図ることを定めています。特に政策の信頼性を高めるため、政策の発生源や将来にわたるコスト計算まで求めることを定めています。

第11条、予算及び決算における政策説明資料の提出、

議会が予算案や決算を審議するに当たっては、町民の代表である議員が審議を深められるよう、分かりやすい説明資料を求めることを定めています。

第5章、自由討議の拡大、

第12条、討議による合意形成、

第1項、議会は、言論の府及び合議制の機関であることから、町長等の会議への出席要請を最小限にとどめ、議員相互の討議を中心とすることを定めています。

第2項、合意形成を図るために議員全員協議会を活用しますが、議員全員協議会は決定に至るプロセスを明確にする場であって、議決の場ではないことを定めています。

第6章、議会及び議会事務局の体制整備、

第13条、議員研修の充実強化、

第1項、議会としての政策立案等の能力の向上及び議員としての能力の向上を図るため、議員研修を実施することを定めています。

第2項、議会は、多岐にわたる政策課題に対応するため、各分野の専門家等を招き、研修会を実施することを定めたものです。

第14条、特別委員会の適切な設置運営、

議会は、目まぐるしく変化する現在の情勢に迅速に対応するため、特別委員会を積極的に設置し、運営することを定めています。

第15条、議会事務局の体制整備、

議会は、議会改革を進めるため、議会事務局の持つ役割である議事機能と併せて、調査研究や政策立案機能の充実強化することを定めています。

第16条、議会図書室の充実、

議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するため、関連図書、官報、広報、刊行物などを置き、議会図書室の充実に努めることを定めています。

第7章、議員の政治倫理、身分及び待遇、

第17条、議員の政治倫理、

議員は、倫理性を自覚し、町民の模範となるよう努め、町民の疑惑を招くことのないよう行動することを定めています。

第18条、議員定数、

議会を構成する議員の定数については、地方自治法や本条例に規定する活動の実態に合わせ、

広範・多様な町民意見の把握という議会の役割、多面的・多角的な視点からの町政の監視機能、調査機能、政策形成機能などを損なうことがないように定数を定めることとし、条例の改正に当たっては、町民の直接請求による場合を除き、町民への説明責任を果たすためにも、委員会または議員から提案します。

第19条、議員報酬、

第1項、議員報酬の改正は、町政の現状や将来展望を踏まえて総合的に判断するとともに、参考人制度や公聴会制度を活用して、愛南町特別職報酬審議会の意見を尊重した上で決定することを定めています。

第2項、議員報酬の改正案は、町民の直接請求及び町長から提案される場合を除き、町民への説明責任を果たすためにも、委員会または議員から提案することを定めています。

第8章、災害対応、

第20条、第1項、議会は、町長等と協力し、危機管理体制を整備することを定めています。

第2項、議会は、愛南町災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援することを定めています。

第9章、継続的な検討、

第21条、第1項、議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを毎年、議会運営委員会で検証することを定めています。

第2項、検証の結果に応じて、必要な手続を取ることを定めています。

第3項、議会は、この条例を改正するに当たっては、町民に対する説明責任を果たすため、本会議において改正の理由を説明しなければならないことを定めています。

補則、第22条、

第1項、施行運用上必要な事項については、別に定めることとしています。

第2項、施行運用上定めのないものについては、議長が議員全員協議会の意見を参考にして、決定することを定めています。

以上です。長くなりましたが、御検討をお願いします。

○原田議長 ただいま委員長のほうから、各条文に対しての解説案の説明がございました。皆さん一応、目を通されたと思いますが、この解説案について皆さんの御意見を頂戴したいと思います。御意見のある方、お願いいたします。

鷹野議員。

○鷹野議員 解説については、恐らく複数の自治体のそれを参考にしながら、こういうふうになったと思うので、内容自体はいいと思うんですけど、一つ、3ページ、ありますか、3ページの解説の第1項のところの3行目、「なお、規範とは云々」とあります。用語として別に項目があるので、この解説の意味は用語のほうにすべきだというふうに感じました。

以上です。

○原田議長 ただいま鷹野議員から意見がございました。委員長これはまた、委員会のほうで、いいですかね。御意見。

(「はい」と言う者あり)

○原田議長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ほかに御意見がないようでございますので、皆さんの御意見を参考にして、また委員会のほうで協議し、9月の定例会のほうで中間報告をしていただきたいと思います。よろしいですかね。

○金繁議員 はい。ありがとうございました。

○原田議長 以上で議会基本条例の逐条解説委員会案については終了いたします。

続いて、その他なんですけど、まず1番目、議会報告会について、事務局より説明を求めます。

本多事務局長。

○本多事務局長 議会報告会について、説明をさせていただきます。

議会報告会の日程についてなんですが、今後の定例議会等、議会に関する予定を踏まえまして、10月5日、水曜日、場所としましては御荘文化センターのホールで行えればいいのかというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○原田議長 ただいま、10月5日なんですが、御荘文化センターのホールで開催したいということですが、この予定でよろしいでしょうか。

ほかに御意見があったらお願いいたします。

石川議員。

○石川議員 議会報告会を前回開いたときに、地区ごとにやる方法も検討してもいいんじゃないかという御意見もあったと思うんですが、日程がなかなか取れない可能性もあるんですが、複数の地区にこちらが出向いて行って、開催する方法も検討されたほうがいいんじゃないかなと思います。

○原田議長 ただいま石川議員のほうから意見がございましたが、各地区に出向いて報告会を設けたらどうかということなんですが、この意見に対しましてどなたか御意見ございませんか。

ほかにないようですが。

少林議員。

○少林議員 石川議員の提案、一度考えてみるべきではないかと思います。

賛成いたします。

○原田議長 ほかにございませんか。

どうでしょうかね、これ。

山下議員。

○山下議員 なかなかここで、「はい、そうしましょう」「検討して、ここで」と今日なかなか決まる問題ではないので、次の、次といっても一応予定が10月5日になっているので、次の全協までに個人個人の意見をまとめてくるということで、そうしたほうが話が早くまとまるんじゃないですか。

○原田議長 今、山下議員よりそういった御意見がありました。

鷹野議員。

○鷹野議員 両者言うのも分かるんですけど、いずれにしろ、議会報告会で、今日の研修じゃないんですけど、何をやるのか、その内容によってまた違ってくるんじゃないかなろうかというふうに私は考えます。

この報告会は取りあえず10月5日という、一つでするんだったらこれで決定でもいいと思うんですけど、やはりその内容をどうするか、もっと報告会の内容を皆さんで検討して、それから場所云々を考えたほうがいいんじゃないかなろうかというふうに私は思います。

○原田議長 その内容については、また今後、皆さんで、今日の講演を参考にしながら決めたいと思います。

5日、1か所でやるのか、それとも何か所か地区に出向いて行ってやるのかということなんですが、もうこの10月5日、1日でやるということでもよろしいですか。内容についてはまた検討するというので。

いいですかね。

石川議員、よろしいですか。

石川議員。

○石川議員 前回もちょっとアンケートなんかの中身も確認させていただいた中で、なるべく意見交換会を、時間を取ってくれということで、先ほど鷹野議員が言われた内容の件も含まれようかと思うんですが、御荘文化センターですと、壇上に上がって一方通行の説明というような形

にならざるを得ないんじゃないかなあということで、なるべく町民に近いような形で、私は複数、検討されたほうがいいんじゃないかなと。座談会みたいな形にしたほうがいいんじゃないかなと。僕は前回のアンケート等の内容と反省会の中の内容も確認した上で、そういうふうには思っているんですが、日程的にはちょっと厳しい部分があるので、日程は別にしても、なるべく壇上と座席というような形じゃないほうがいいんじゃないかなと。場所ですけどね。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 確かに、もっと意見交換の時間をという声がアンケートで多かったので、私もそうするべきだと思います。

御荘文化センターでどういうふうにするかなんですけど、今まで壇上でやっていたものを、早速今日の土山先生がおっしゃっていた3人1組で、例えば町民の人に話をしてもらう時間とか設けながら、そこに議員が入っていったりとかすると、もっと意見交換もできるのかなとは思いますが、やり方によって。

○原田議長 中野議員。

○中野議員 皆さんがコロナ禍のことだということをお忘れかと思うけど、これ状況がどうなるかわからない中で、じゃあ3人で顔を合わせて座談会のように出ていく。今でも距離を置いてみたいな話をしているときに、そんなの、10月5日が想像がつくような議論をしてもしようがないと思うので、近づいてきてその辺りでやっていかないと、じゃあ3名で決めておってもコロナがどうなっていくかわからない中で、そんな議論しても何か、そのとおり絶対やりますという話にはならないと思うんですよ。

やはり状況を見ながら、もうちょっと様子を見て、座談会方式とか3名とかいって、そりゃあいいことかもしれないけど、コロナ禍という状況をよく考えてやっていただきたらと思います。

○原田議長 確かに言うとおりでと思います。

今からコロナがどういう状況になるか想像もちょっとつかないので、この状況でどんどんまだコロナが出るようでしたら、延期とかそういうのをまた考えていかんといけんのかなと思います。これはちょっと状況次第なので、今どうのこうのはちょっと言えないんですが、また変更もあり得るということで御理解願いたいと思います。

石川議員が言うように何か所かに分けてやるということと、1か所で内容を考えて開催をするという2つの意見があるんですが、これは今、決を採ってもいいんですが、日程があまり取れないので、仕方なくこの10月5日というのに予定をしたんですけど、どうでしょうかね。

内容を考えて1か所で開催をするということに今回はしていただきたら助かるんですが、どうでしょうか。再度、お伺いします。よろしいですか。

石川議員。

○石川議員 先ほど中野議員のほうからも、状況もコロナの状況ということで、もうちょっと後ろにずらして、原則はこういう形でたたき台ということで、もう一回どこかのタイミングで協議したらいかがでしょうか。

○原田議長 本多事務局長、それで日程は調整できますか。

本多事務局長。

○本多事務局長 一応、今現在、10月5日で御荘文化センターのほうは仮押さえをしております。

今の意見ですと、今後、内容を考えて日程を調整することなので、現状、仮押さえの段階で置いておくということでよろしいでしょうか。

○原田議長 今、局長より説明がございました。一応、仮押さえということで、また内容とかコロナの状況などによっては日程の変更とか今後あるかと思います。その際にはまた皆さんと協議をして日程を決めたいと思います。

それでよろしいですか。

(「異議なし」と言う者あり)

○原田議長 続いて、愛媛県町村議会の令和4年度第1回町議会議員研修会について、事務局より報告をお願いいたします。

本多事務局長。

○本多事務局長 7月27日、愛媛県県民文化会館で開催を予定しておりました第1回議員研修会につきましては、県内での新型コロナウイルス感染者数が過去最高を記録するなど、急激な感染拡大の影響により、一堂に会しての開催は取りやめ、動画配信による研修に変更されました。動画配信による研修会受講方法は、改めてお知らせいたします。

以上です。

○原田議長 今、説明がございました。本来なら27日、松山に出向いて行って、県下の議員が研修を受けるのが筋なんですけど、今言ったようにコロナが結構また出ておりますので、去年みたいに動画の配信ということで行いたいと思います。

また、そのときの講師は、今日来ていただいた土山先生と、あと一人、長内先生という方がおられるんですが、この2名を27日に招いて動画を撮影します。それをまた後日、県下各議会、配信し、傍聴をしていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

続いて3番、議員視察研修について、事務局より説明を伺います。

本多事務局長。

○本多事務局長 議員視察研修について、説明をさせていただきます。

まず日程なんですけど、10月31日、月曜日から。11月2日、水曜日の2泊3日となります。

場所ですが、北海道福島町、厚沢部町、江別市の3か所を予定しております。

視察先に関する資料は、サイドブックの「11-共有資料 05-研修計画」のフォルダ内に、視察先ごとに関連資料を掲載しておりますので、時間のあるときに確認をお願いいたします。

簡単に視察先の説明をさせていただきます。

まず、福島町なんですけど、これにつきましては、北海道は議会改革が進んでいる議会が多く、早稲田大学マニフェスト研究所のランキング町村区分で上位5位には北海道の4議会がランクインされています。その中で今回、受入れに応じていただけたのが福島町議会です。

福島町議会では、議会白書を基に質問する形式となっているため、議会白書112ページを先ほどのサイドブックのほうに掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、厚沢部町です。厚沢部町では、子育て世帯の保護者がお試し住宅でテレワーク勤務し、子供は認定こども園の一時保育を利用するという形で、週末は家族で農作物の収穫体験をするというもともとあった独立事業を融合させた取組を行っております。子育て世代の交流人口、関係人口の拡大、移住・定住促進に期待できるものです。

次に、江別市なんですけど、こちらではコープさっぽろのエコセンターのボイラー導入状況について視察を行います。コープさっぽろでは、プラスチックごみの減量化を目的としまして、そのプラスチックのごみを燃料化して、エネルギー活用するボイラーの導入事例を視察する予定としております。

この辺りの資料につきましては、先ほど説明しましたとおり、サイドブックの「11-共有資料 05-研修計画」のフォルダ内に置いておりますので、御確認をお願いいたします。

以上です。

○原田議長 ただいま視察研修についての説明がございました。この件につきまして、何か御質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

- 原田議長 ないようですので、このように進めていきたいと思ひます。
続いて、その他として、ポロシャツの件について、事務局より報告をお願いいたします。
本多事務局長。
- 本多事務局長 ポロシャツについてなんですけども、議員の皆さん、全て受け取っていただいていると思ひますので、今後、ポロシャツの着用について、全協とか委員会だけにするのか、もしくは本会議、視察まで含めて着用していくのかという辺りについて、その辺りのルールづくりといひますか、部分について御協議いただけたらと思ひます。
以上です。
- 原田議長 どういうところで着用をするのか、皆さんの御意見をお聞きしたいんですが、どうでしょう。何かありませんかね。
金繁議員。
- 金繁議員 以前、サッカーのね、県のポロシャツをみんなで議会で着たことがあります。夏はポロシャツは襟もありますし、ジャケットを着用しなくていいということなので、議会でも着てもいいということではないかと思ひますが。どうでしょうか、せつかく新しいロゴも入ったポロシャツです。
- 原田議長 夏は本会議も着ていいんじゃないかという御意見がございますが、ほかに何か御意見ございませんか。
鷹野議員。
- 鷹野議員 私も賛成です。
それと、委員会とかこういったところでもどんどん、議会だけといたら1回で着て終わったみたいな感じになるので、やはりこういう委員会等でも一つの今の正装の代わりとして利用できるという形を取ったらいかがでしょうか。
- 原田議長 ほかに御意見ございますか。
中野議員。
- 中野議員 もうこれは自由にしてもらったらいんじゃないかという気がしひます。無理に強制して、何か自分の趣味とかあいうのも無理に強制されてみたいなことがあるので、ほぼ議会とかだったら、今日だけはしましうかとかしても、いつもいつも強制されて、これでないといかんみたいな話はおかしいと思ひるので、これは自由にもらって。例えば議会だけ、今回だけやりましうかとかいって何かあれば、まとまったらそのときだけしましうかという話なら分かるけど、いつも委員会もあれも強制的みたいにシャツじゃないといかんという話はちょっとおかしいと思ひるので、自由にいただけたらと思ひます。特別のとき以外は。
- 原田議長 そういう意見がございます。
鷹野議員。
- 鷹野議員 今、私が言ったのは、このワイシャツの代わりになり得るといひ、だから自由選択でいけるんじゃないですかということでした。
- 原田議長 尾崎議員。
- 尾崎議員 夏場の公務に関して、着てもいいという形でどうかと私は思ひます。
着てもいい、という。強制ではなくて。
- 原田議長 中野議員。
- 中野議員 生地が今、流行っているじゃないですか。何ていうのかな、そういう形で、着てみないとすごい暑かったりとかいって、何か着ようと思ひて、前のサッカーのときのやつですかね、仕事でも着ようかなと思ひてすると、物すごい生地として暑いんですよ、半袖であっても、何か汗が引かないとか。いろいろな個人的なあれがあるので、それを暑い中でも強制されると、やはり体質でそういう暑く感じる人とかそれが平気な人とかいろいろあると思ひるので、生地はそういう涼しい。すごい汗をかいてみたいになっても、着てみないと分からん部分があるので、

そこら辺りは強制しないようにしていただきたいなあという、個人的な意見ですがあります。

○原田議長 では、そのように強制ではありませんので、夏服として着用していただいて、もうこれは自由ということによろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○原田議長 では、そのようにいたします。

本多事務局長。

○本多事務局長 すみません、確認なのですが、例えばテレビに映るような本会議の場であっても、自由でということによろしいでしょうか。

○原田議長 いいですかね。本会議でも自由ということで。

(「はい」と言う者あり)

○原田議長 はい。そのように決定します。

その他、ほかに何か御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、以上をもちまして、議員全員協議会を終了いたします。

議長